

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福井市長 西行 茂

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	奈良瀬
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落外の認定農業者(法人)1経営体が担っている。
【主要作物】水稲
【その他】 農業者の高齢化が進んできている。なお、農地は集落外の担い手(法人)に集積済みである。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落外の認定農業者(法人)1経営体が担っていく。
【将来の主要作物】水稲、燃料・資源作物の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は集約化できている(8割以上)。今後も集落で話し合い、地代など地域内の耕作条件を統一するなどし、作業効率を配慮しながらできる限り集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
既に集落全体を農地中間管理機構に貸し付けており、今後も継続して農地を貸し付け、農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良事業を活用し、大型車が通れるように農道の拡幅改良工事を行いたい。実施に向け、農地の登記情報の確認を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
草刈り、田植え、収穫、農薬散布を委託してる。その他は「農業を担う者」が行っている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	-	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	-	<input type="radio"/> ③スマート農業	-	<input type="radio"/> ④輸出	-	<input type="radio"/> ⑤果樹等
<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	-	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	-	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	-	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携	-	<input type="radio"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵、防護柵の設置、草管理等の対策を実施している。イノシシ、シカ、アライグマ等の獣害対策として、獣害防護ネットや電気柵によるハード面での防護対策を集落として実施しているが、これに加えて、耕地周辺の草刈やこまめな見回りによって、獣害の被害を減らし安心できる耕作地とする。担い手を確保するため、中山間地域等直接支払交付金を活用して、電気柵、ネット等の設置等の鳥獣害防止対策を行う。⑥燃料・資源作物の栽培を行っていく。(早生桐)

4 変更申請経歴

・農業を担う者の追加、削除 2名、35筆(R7.7月)